

## 2017年の中国特許のIT関連発明に関する動向について

2017年12月25日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

### 1. はじめに

本年、中国におけるIT関連発明の審査方針に大きな変化がありました。改正専利審査指南（2017年4月1日に施行）において、コンピュータプログラム関連発明、およびビジネスモデル関連発明が保護適格性を満たすための要件が明確になったためです。

以下、IT関連発明に関する改正の内容と、中国におけるIT関連発明の出願動向について説明します。

【全4頁】

### 2. 専利審査指南の改正

2017年4月1日から、改正専利審査指南に基づく実態審査が開始されました。改正内容のうち、IT関連発明を出願する際に留意したいのは、以下の2点です。

(2.1) コンピュータプログラム関連発明に関する規定の変更

(2.2) ビジネスモデル関連発明についての規定の追加

#### (2.1) コンピュータプログラム関連発明に関する規定の変更

今回の専利審査指南の改正により、中国特許制度におけるコンピュータプログラムの扱いがより明確になりました。改正内容の主な点は以下の通りです。

ある請求項が、媒体（…）だけに記憶されるコンピュータプログラム自体、又はゲームの規則や方法などだけに係わるものである場合には、当該請求項は知的活動の規則及び方法に該当するものであり、専利保護の客体には属さない（第2部分第9章第2節）。

記憶されたプログラム自体だけにより限定されるコンピュータ読み取り可能な記憶媒体又は1種のコンピュータプログラム製品、或いは、ゲームの規則だけにより限定されており、如何なる物理的な実体も含まない特徴により限定されるコンピュータゲーム装置など

といった、如何なる技術的特徴も含まないものは、実質として、知的活動の規則及び方法だけに係わっているため、専利保護の客体に該当しない（第 2 部分第 9 章第 2 節）。

コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の権利要求書は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置である製品クレームに書いてもかまわない。…装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部の間の関係を具体的に記述し、**前記構成部には、ハードウェア以外に、プログラムも含むことができる**（第 2 部分第 9 章第 5.2 節）。

専利審査指南第 2 部分第 1 章では、コンピュータプログラム自体は保護適格性を有しないと規定されています。改正前の専利審査指南第 2 部分第 9 章では、今回改正された箇所について単に「コンピュータプログラム」と記載されており、曖昧な表現になっていました。そのため、「コンピュータプログラム自体」ではなく、保護適格性を有する「コンピュータプログラム関連発明」を意図して出願しても、審査官の上述の第 2 部分第 9 章の記載に対する解釈によって、保護適格性を得られない場合があります。実際のところ、「コンピュータプログラム関連発明」を「コンピュータプログラム自体」であると認定する審査官が多いのが現状でした。

また、改正前の専利審査指南では、装置クレーム中に記載されたソフトウェアの技術的特徴は、ハードウェアの構成要件を限定するものと捉えられていました。そのため、本願発明の先行技術に対する改良点が、ソフトウェアの技術的特徴自体であった場合、その技術的特徴は、審査官に発明の構成要件と認定されないことが多いのが現状でした。

これに対して、改正専利審査指南では、第 2 部分第 9 章の「コンピュータプログラム」が「コンピュータプログラム自体」に修正され、専利審査指南全体における文言が統一されました。これにより「コンピュータプログラム自体」と「コンピュータプログラム関連発明」とは異なること、そしてコンピュータプログラム関連発明は保護適格性を有することが明確になりました。また、例えば「媒体+コンピュータプログラム（が規定する一連のフロー（工程、処理））」の形態で規定されたクレームが、保護対象として認められることが明確になりました。

さらに、改正専利審査指南では、装置クレームの構成部に「コンピュータプログラム」を含めてもよいことが明文化されました。これにより、ソフトウェアの技術的特徴は、ハードウェアの技術的特徴とともに、装置クレームの構成要件として認められることが明確になりました。

## (2.2) ビジネスモデル関連発明についての規定の追加

中国市場の拡大により、中国国内におけるビジネスモデルの保護ニーズが年々上昇して

います。ところが、従来の中国特許制度では、ビジネスモデル関連発明についての特別な規定は存在していませんでした。そのため、中国では、ビジネスモデル関連発明は、は単なる人為的取り決めとされて保護対象外と認定されることが多く、よって中国でビジネスモデル関連発明を特許化することは困難でした。

このような現状に鑑みて、改正特許審査指南ではビジネスモデル関連発明に関する規定が追加されました。追加内容は以下の通りです。

ビジネスモデルに係る請求項には、ビジネス規則と方法の内容以外に、技術的特徴も含む場合、特許法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない（第2部分第1章4.2節）。

このように、改正特許審査指南によれば、クレーム中にビジネス方法自体（ビジネス規則と方法の内容）以外の技術的特徴が含まれていれば、保護される可能性があることが明文化されました。今後、ビジネスモデルのクレームを立案する際は、クレームの構成要件に技術的な特徴点（例えば、該モデルで算出するデータの構造、算出方法、およびデータの入出力の流れ等）を含めておくことが有効といえるでしょう。

### 3. 今後の動向について

2017年の改正特許審査指南によって、中国における、コンピュータプログラム関連発明およびビジネスモデル関連発明の保護適格性の要件が明確になりました。そして、改正特許審査指南における要件は、改正前の要件に比べて緩やかになっています。換言すると、中国国家知識産権局はコンピュータプログラム関連発明およびビジネスモデル関連発明を、積極的に保護する意向を示したとも言えます。よって、コンピュータプログラム関連発明およびビジネスモデル関連発明の進歩性の判断基準は未だ不明瞭ではありますが、今回の特許審査指南の改正によって、コンピュータプログラム関連発明およびビジネスモデル関連発明の特許率は上昇するものと予想されます。

中国のビジネスモデル関連出願（IPC分類G06Q）は、2014年以降、出願件数および登録件数が急速に増加しています。そして、この傾向は、2017年の特許審査指南の改正も手伝って、2017年以降も続くものと予想されます。

また、近年、中国を含む各国において、IoTやAIに関連する発明など、IT関連発明の中の新分野の発明が生まれています。特に、IoT関連発明は注目を浴びており、今までIT関連発明と関連が無かった企業からも出願されています。これら新分野の発明に対する中国特許の動向にも、今後注目していきたい所です。

※G06Q 管理目的, 商用目的, 金融目的, 経営目的, 監督目的または予測目的に特に適合

したデータ処理システムまたは方法；他に分類されない，管理目的，商用目的，金融目的，経営目的，監督目的または予測目的に特に適合したシステムまたは方法〔8〕

(参考資料)

一般社団法人日本国際知的財産保護協会、平成29年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書」、平成29年11月

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部 部長 <情報系領域担当>

I T知財情報室長：児島 賢明（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：[iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK、 All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。